

平成28年司法試験再現答案

選択科目

国際私法

整理番号	得点
1	63.41

選択科目（国際私法）第 1 問

第 1 設問 1

1. A が甲国法に基づき D からの請求を拒否することができるか否かという問題は、A が日常家事債務につき連帯債務を負うか否かにつき甲国法が適用されるかという問題である。そこで、この問題は、日常家事債務の問題と法性決定できる。日常家事債務については、夫婦の財産的側面の問題であるから、法の適用に関する通則法（以下略）26 条による。26 条の準用する 25 条によれば、夫婦の同一本国法、夫婦の常居所地法、夫婦の再密接関係地法の段階的連結政策がとられている。これは、慎重な準拠法決定を図るものである。

2. 本件では、A 及び B の婚姻は有効に成立していることから、AB は夫婦である。そして、A、B とともに甲国人であるから、A、B の本国法は甲国法である。したがって、甲国法という同一本国法があるため、準拠法は甲国法である。

3. もっとも、日本においてなされた法律行為及び日本にある財産につき、外国法が夫婦財産制の準拠法となる場合においては、日本における取引の安全を図る必要があるため、善意の第三者には対抗することができない（26 条 3 項）。この場合、その第三者との関係においては、日本法が準拠法となる。ここでいう善意とは、準拠法が外国法であることを知らないことをいう。

4. 本件では、BD は日本において洗濯機の分割払いでの購入契約を締結しており、日本においてなされた法律行為であるといえる。そして、D は A と B が婚姻関係にあり、当然に日常家事債務については夫婦間で連帯責任を負うものと考えており、甲国法が準拠法となることにより、夫婦間で日常家事債務につき連帯責任を負わなくなるということを知らないといえる。したがって、D は善意の第三者に当たる。

5. よって、本件では日本法が準拠法となり、日本民法 761 条により、日常家事債務について夫婦は連帯責任を負うから、A は B が負っている日常家事債務につき連帯責任を負う。

以上より、A は D からの請求を拒否することはできない。

第 2 設問 2 (1)

1 (1) A 及び B が子 C の所有する不動産 P につき管理権を有するか否かという問題は、子 C につきまず年齢に基づく能力制限がなされるか否かを判断する必要がある。そして、年齢に基づく行為能力制限については、4 条 1 項により、その本国法が準拠法となる。これは、本人の本国法が最も本人の保護に配慮していると考えられるからである。

(2) 本件において C は甲国籍を有しているから、C の本国法は甲国法である。したがって、C の能力制限については甲国法により判断される。

(3) そして、甲国法によれば、18 歳をもって成年とされていることから、C は未成年である。したがって、C につき年齢に基づく行為能力制限がなされる。

2 (1) 次に、C につき年齢に基づく行為能力制限がなされるとして、いかなる保護措置が取られるかについては、親権者が子の財産に対してどのような権限を有するかという問題であるから、親子間の法律関係の問題として、32 条によるべきである。そして、32 条によれば、子の

本国法が父又は母の本国法と同一である場合には子の本国法、その他の場合には子の常居所地法によることになる。

(2) 本件では、子 C と父 A、母 B は全て甲国人であるから、その本国法は甲国法である。したがって、子の本国法と父、母の本国法が同一であるから、子の本国法たる甲国法が準拠法となる。

(3) 甲国法③によれば、子が父又は母以外から譲渡を受けた財産については、父母は管理権を有しない。したがって、A 及び B の考えは正しい。

第3 設問2 (2)

1. C のために不動産 P を売却するのに必要な法的措置については、親子間の法律関係の問題として 32 条によるべきとする見解と、年齢による行為能力制限についての能力補充措置の問題として 35 条によるべきであるとする見解が対立している。この点につき、32 条によるべきとする見解によるべきであると解する。なぜなら、子の不動産につき親権者が管理権を有するかどうかという問題は、第三者が独立した立場でなす後見ではなく、親子という当然に発生する法律関係に基づくものであるからである。

2. そして、32 条によれば、子の本国法が父又は母の本国法と同一である場合には子の本国法、その他の場合には子の常居所地法によることになる。

3. 本件では、子 C と父 A、母 B は全て甲国人であるから、その本国法は甲国法である。したがって、子の本国法と父、母の本国法が同一であるから、子の本国法たる甲国法が準拠法となる。そして、甲国法③、④によれば、子が父又は母以外から譲渡を受けた財産については、父母は管理権を有せず、その財産の管理処分のためには、財産後見人の選任を検認裁判所に請求しなければならない。

4. しかし、日本において手続をなす場合、検認裁判所は存在しないことから、日本の裁判所がいかなる手続をとるべきかが問題となる。

この点につき、本問題につき甲国法に送致される範囲は、裁判所による財産管理人の選任という裁判所の関与を求める点にのみあるから、いかなる手続をとるかについては、手続は法定地法によるとの原則により、法廷地たる日本法によるべきであると解する。

したがって、日本において裁判所の関与の下、財産管理人の選任を行うべきである。

以上

選択科目（国際私法）第2問

第1 設問1

1. Y1 に対する訴えについて

(1) 本件訴えは契約に基づく金員の支払いを求めるという財産上の訴えであるから、民事訴訟法（以下法）3条の2以下によって日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かを判断する。

(2) まず、Y1 は旅行業を営む日本法人であるが、日本に主たる事務所又は営業所があるかは明らかではない。したがって、3条の2第3項による日本の裁判所管轄は認められない。

(3) 次に、本件訴えは、Y2 会社の負う債務の履行を求める訴えであり、この債務の履行地は甲国にあるから、3条の3第1号による管轄も認められない。

(4) さらに、第2号、第3号も満たさない。

(5) もっとも、Y1 は、日本で甲国への旅行者を募集していることから、日本において事業を行う者であるといえ、本件訴えは、Y1 が募集した甲国への旅行者が甲国内で必要とするサービスを手配するために要した費用の請求であるから、Y1 の日本における業務に関するものであるといえる。したがって、3条の3第5号による管轄が認められる。

以上より、Y1 に対する訴えにつき、日本の裁判所に管轄が認められる。

2. Y2 に対する訴えについて

(1) Y2 は日本に主たる事業所、営業所を有しないことから、3条の2による日本の裁判所の管轄は認められない。

(2) また、3条の3各号に該当する事由も認められない。

(3) もっとも、本件訴えは、Y1 に対する訴えと一の訴えで数個の請求をする場合にあたるため、両請求に密接な関連がある場合には、日本の裁判所に管轄が認められる（3条の6）。

本件では、Y1 に対する訴えは、Y2 の法人格を否認して Y1 に対しても Y2 に対するのと同様の請求をなすものであるから、両請求には密接な関連があるといえる。

したがって、3条の6により、Y2 に対する訴えについても日本の裁判所に管轄が認められる。

第2 設問2

1. Y1 が X に対して本件契約に基づく債務を負うか否かという問題は、Y2 につき法人格否認の法理が適用されるかという問題であり、Y2 の属人法を準拠法とすべきであるとする見解がある。しかし、属人法は取引の場面で必ずしも明らかではなく、属人法を準拠法とすることは、相手方の予測可能性を害するため妥当でない。そこで、個々の場面に応じてその準拠法を決すべきである。

2. 本件では、X との取引行為によって Y2 が負った債務につき、Y1 もその債務を負うか否かが問題となっており、X との契約と最も密接な関係を有するといえる。したがって、この問題については、X と Y2 間の契約の準拠法を適用すべきである。

3. 契約の準拠法は、法の適用に関する通則法（以下略）7条により、当事者自治尊重の観点か

ら、当事者間において明示又は黙示の合意がある場合には、その法が準拠法となる。

4. 本件では、X と Y2 間において、本件契約④において本件契約の準拠法を日本法とすることが定められていたことから、本件契約の準拠法は日本法となる。

5. よって、Y2 について法人格否認の法理が適用されるか否か、すなわち Y1 が X に対して本件契約に基づく債務を負うか否かについては、日本法が適用される。

第 3 設問 3

Y1 会社が日本円で弁済する権利を有するか否かは、弁済の方法の問題であり、弁済の方法は債務の内容と密接に関連することから、契約の準拠法によるべきである。そして、本件契約の準拠法は、前述の通り日本法であるから、Y1 会社は日本円で弁済する権利を有すると解する。

以上